

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第130号

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第1条第1項中「京都市宝が池公園運動施設条例（以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（球技場の特定部分利用に係る供用時間）

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例（以下「条例」という。）別表第1に規定する球技場の特定部分利用（以下「特定部分利用」という。）に係る供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1月，2月，11月及び12月 午前8時から午後5時まで
- (2) 3月，4月，9月及び10月 午前8時から午後6時まで
- (3) 5月から8月まで 午前8時から午後7時まで

第8条を削り、第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「第1条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用許可の申請の受付期間)

第3条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げるものを除くほか、全面利用又は特定部分利用に係るもの 利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日

(2) 利用する時間が1時間以内の特定部分利用に係るもの 利用日の属する月の前月の初日

第10条を第12条とする。

第9条に次の1項を加える。

2 条例別表第5に掲げる付属設備は夜間照明設備とし、その使用に係る使用料は1面1時間につき300円とする。

第9条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(使用許可の申請の受付期間)

第9条 前条の規定による申請は、使用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日）の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第10条 指定管理者は、第8条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。
別表第1中「第4条関係」を「第5条関係」に、

会	議	室	A	1室につき1日	2,700
---	---	---	---	---------	-------

	B	2,700
温 水 シ ャ ワ ー 室		8,200

を

会 議 室	A	1 室につき 1 日	2,700
	B		
温 水 シ ャ ワ ー 室	1	1 室	1 日 8,200 円 (1 時間以内 にあっては 2,800 円, 2 時 間以内にあっ ては 5,600 円)

に,

サ ッ カ ー 用 具	1 式につき 1 日	4,000
ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ール 用 具		4,000
ア メ リ カ ン フ ッ ト ボ ール 用 具		4,000
ホ ッ ケ ー 用 具		4,000

を

サ ッ カ ー 用 具	一 式	1 日 4,000 円
ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ール 用 具		(1 時間以内 にあっては

アメリカンフットボール用具	1,500円, 2時間以内 あつては3,000円)
ホッケー用具	

に改める。

別表第2中「第9条関係」を「第11条関係」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「第1条関係」を「第2条関係」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)